

作成日：2012年1月5日

スロベニア共和国

特許庁の所在地：

Ministry of Science and Technology, Slovenian Intellectual Property Office
(SIPO)

Urad Republike Slovenije za intelektualno lastnino,
Kotnikova 6,
1000 Ljubljana
Slovenia

Tel : 386 61 178 3000

Fax : 386 61 178 3111

Website : <http://www2.uil-sipo.si>

目 次

<共通情報>

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 現地代理人の必要性有無
3. 現地の代理人団体の有無
4. 出願言語
5. その他関係団体
6. 特許情報へのアクセス

<特許制度>

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

<意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) 欧州特許条約 (European Patent Convention)
- (4) 欧州特許条約第65条の適用に関する協定 (London Agreement)
- (5) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (6) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (7) 植物新品種保護のための国際条約 (UPOV)
- (8) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)
- (9) 標章の国際登録に関するマドリッド協定 (International Trademark Registration)
- (10) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (International Trademark Registration (Protocol))
- (11) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC)

2. 現地代理人の必要性有無

スロベニア国内に住所を有していない出願人は、現地代理人（弁理士又は弁護士）を選任しなければなりません。

3. 現地の代理人団体の有無

Association of Slovenian Patent Attorneys
(Zdruzenje patentnih zastopnikov Slovenije)
Resljeva 16, 1000 Ljubljana
Tel: 386 1 432 0167

4. 出願言語

スロベニア語です。

5. その他関係団体

不明です。

6. 特許情報へのアクセス

<http://www2.uil-sipo.si> でアクセス可能です。

特許制度

1. 現行法令について

2001年12月7日施行の2001年6月7日の工業所有権法が適用されています。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。現地代理人が作成し、署名して提出することができます。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

出願の際には、スロベニア語以外の言語により提出することができます。但し、スロベニア語翻訳文を提出指令日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings, Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。認証は不要です。

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

(6) 優先権証明書の提出は不要です。

3. 料金表 (単位: スロベニア トラル (Tolar · SIT))

(1) 出願料金 20000

(1年～3年度維持年金含む)

(2) 年金

4年度	6000
5年度	7500
6年度	9000
7年度	11000
8年度	12500
9年度	14500
10年度	20000
11年度	28000
12年度	36000
13年度	43000
14年度	50000
15年度	57000
16年度	71000
17年度	93000

18年度 120000

19年度 160000

20年度 200000

4. 料金減免制度について

料金減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

実体審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されております。出願日（又は優先日）から18ヶ月経過後、出願内容が公開されます。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておられません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

発明保護の種類は、「通常特許」と、「短期特許」があります。「短期特許」とは、方法や動植物品種以外の発明を対象とした特許で、方式的要件を満たしことにより登録され、存続期間が10年の特許をいいます。

(1) 方式審査

出願は、方式的要件、発明の単一性及び不特許事由についての審査が行われます。

これらの要件を満たしていないと判断された場合には、指令が発せられ当該指令発行日から3ヶ月以内の補正をすることができます。上記期間内に補正をしなかった場合には、出願は拒絶されます。

<不特許事由に関して>

以下のものは、発明とはみなされません。

- ・発見や科学的理論、数学的方法の場合。
- ・公序良俗に反する恐れがある場合。
- ・精神活動を実行するための規則や方法の場合。
- ・人体や動物に関する診断方法や治療方法の場合。

等々です。

<新規性に関して>

絶対的新規性が採用されています。出願に係る発明が、出願日前（又は優先日前）に世界のいずれかの場所において公衆に利用可能な状態である場合には、新規性を有しません。更に、後願の出願後に出願公開された先願の明細書等に記載された発

明と同一である、後願に係る発明は特許を受けることができません。なお、一定の場合には、新規性喪失の例外が認められます。

<新規性喪失の例外>

- ・ 出願日前6ヶ月以内における、特許を受ける権利を有する者の意に反する発明の公表
- ・ 出願日前6ヶ月以内における国際博覧会に展示することにより公知となった発明

(2) 実体審査

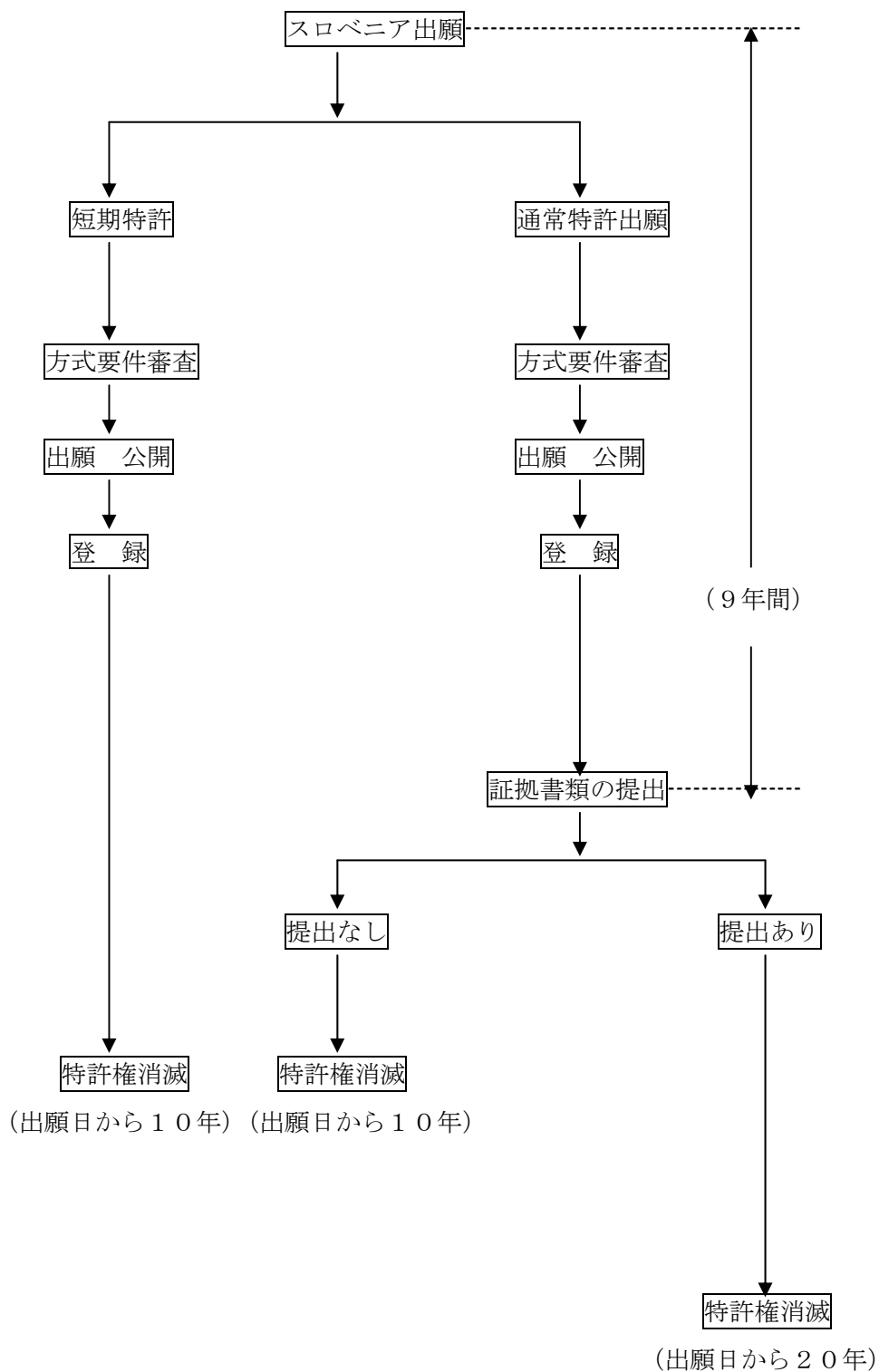
スロベニア国では、他の国と異なり少々変則的な特許付与の手続きを採用しております。

即ち、まず、特許庁は無審査で（新規性や進歩性等の審査なしで）特許を付与しますが、未審査であるために権利行使することができず、存続期間は10年で満了します。特許権の効力を確保し、20年間の存続期間を求める場合には、出願人は出願日から9年以内に次の「証拠書類」を提出する必要があります。この証拠書類は、発明の実体的要件を満たしていることを示すものであり、特許庁における実体審査に代わるものを意味します。以下の書類が「証拠書類」として使用可能です。

【証拠書類】

- * 同一発明について欧州特許出願がされている場合における欧州特許明細書等のスロベニア語による翻訳文
 - * 国際予備審査機関として権限を有する当該機関が選択国の官庁として実体審査後に特許を付与した場合における、その特許のスロベニア語による翻訳文
 - * その他所定の官庁による特許明細書等のスロベニア語による翻訳文
- 上記いずれかの書類が提出されますと、その書類に基づき特許の是非が判断されます。

出願から特許権消滅までのフローチャート：



9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 特許権存続期間は、出願日から20年です。特許権の設定登録日より発生します。
なお、通常の特許出願をした場合において、出願日から9年以内に「証拠書類」の提出がなかった場合、存続期間は出願日から10年で満了します。
- (2) 年金は出願日から4年目以降に納付が必要で、各年次において、出願日に対応する日までに納付する必要があります。

10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要

PCT 出願によりスロベニア国内に直接保護を求めることはできません。PCT 出願経由でスロベニア国において発明の保護を求める場合は、必ず EPC 広域特許出願を経由して、スロベニア国を指定する必要があります。

以下、EPC 広域国内移行出願の出願要件です。

- (1) EPC 広域国内段階移行期限
優先日から31ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類
下記書類の英語による翻訳文の提出が必要です。
 - ・明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
 - ・19条補正がされた場合、補正後の翻訳文
 - ・34条補正がされた場合、補正後の翻訳文

11. 留意事項

- (1) スロベニア国で発明の保護を求める場合、通常の特許及び短期特許、又欧州特許出願においてスロベニア国を指定国とする方法が、考えられます。「短期特許」は、形式的要件を満たすことにより特許権が発生し、第三者権利侵害に対し、権利行使することができます。一方、「通常特許」の場合に出願日から9年の期間満了日までに証拠書類を提出しなかった場合には、特許権は出願日から10年で満了し、この場合には第三者に対して権利行使をすることができないとされており、従いまして、通常の特許出願の場合には、所定の期間内に「証拠書類」を提出するよう、十分留意する必要があります。
- (2) PCT 出願経由の場合には、直接国内特許の保護を求めることはできません。必ず、欧州広域出願経由となりますので、留意して下さい。
- (3) 欧州特許出願においてスロベニア国を指定した場合において、欧州出願が特許になった場合には、欧州特許のクレームのスロベニア語による翻訳文を特許日から3ヶ月以内にスロベニア特許庁に提出する必要があります。この期間内に当該翻訳文を提出できなかった場合には、スロベニア国で特許権は発生しないこととなりますので、3ヶ月の期限管理には十分留意して下さい。

意匠制度

1. 現行法令について

現在、2006年3月11日施行の工業所有権法（特許、工業意匠、商標、地理的表示）が適用されています。

2. 意匠出願時の必要書類

★意匠の国際分類に関するロカルノ協定の同一区分内の複数意匠を一出願に含めることができます。

(1) 願書

- ①意匠に係る物品の表示及び意匠分類
- ②意匠創作者及び出願人の住所、氏名、国籍の記載が必要です。
- ③優先権主張する場合には、基礎出願の出願国、日付、番号。

(2) 図面又は写真

意匠の外観を完全かつ明確に示す必要があります。

(3) 優先権証明書

提出は不要とされています。

(4) 委任状

出願人が署名したもので、公証・認証は必要ありません。

3. 料金表（単位：ユーロ（EUR））

(1) 出願料（最初の5年間の登録料を含む）

*一意匠の場合 80

*追加の一意匠ごと 65

(2) 更新 70

(3) 共同体意匠の移行費用 50

4. 料金減免制度について

意匠出願については料金の減免制度は採用されていません。

5. 実体審査の有無

意匠出願は実体審査の対象となります。

6. 出願公開制度の有無

意匠出願について出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

意匠出願は全件実体審査の対象となりますので、審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

(1) 方式審査

意匠出願は最初に、出願様式、必要書類の有無、手数料の支払い等の方式的要件についての審査が行われます。これらに不備がある場合には、補正が命じられ、出願人は3ヶ月以内に補正をしなければなりません。補正をしない場合、補正が不十分の場合には、出願は取り下げられたものとみなされます。

(2) 実体審査

方式要件を満たした意匠出願については新規性等の実体要件の審査が行われます。新規性等の要件を満たしていない場合には拒絶理由が通知され、出願人は意見書、補正書を提出することができます。最終的に拒絶理由が解消しない場合には意匠出願は拒絶されます。出願の拒絶に対する不服申し立てについては、明確な規定がないようです。

意匠出願が新規性等の要件を満たしている場合には、意匠登録され、その内容が公報に掲載されます。

【不登録事由】

①意匠の定義に該当しない場合

②新規性・独自性のない意匠

<新規性>

意匠出願日（優先日）前に、出願に係る意匠と同一の意匠が公衆の利用可能な状態になっていなければ、新規性を有するものとされます。「公衆の利用可能な状態」とは、展示、取引その他の方法により意匠が開示の対象となっている場合をいいます。

<独自性>

出願に係る意匠が、意匠出願日（優先日）前に、公衆の利用可能な状態になっている意匠と全体的印象が異なっていれば独自性を有するものとされます。

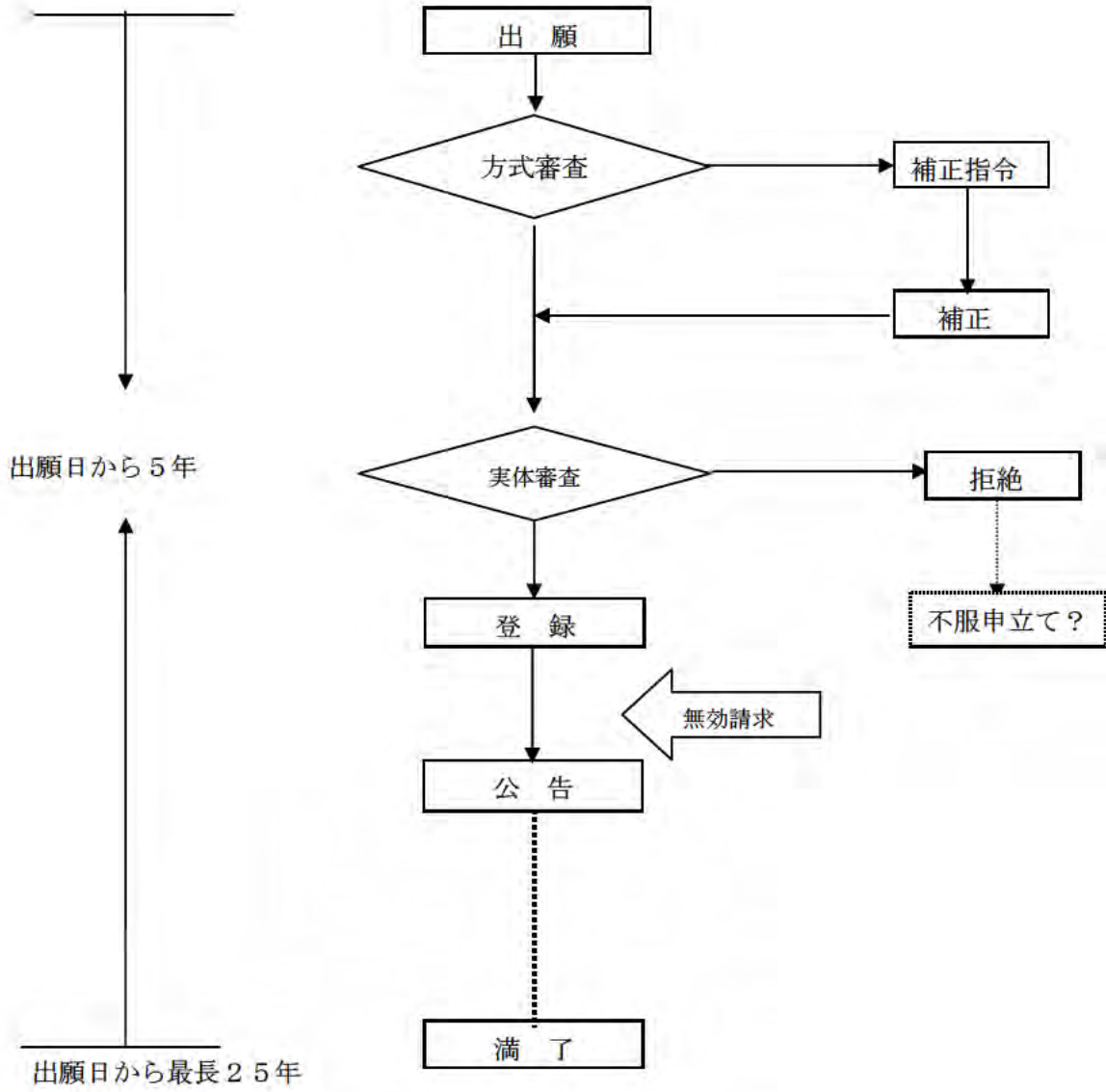
<新規性喪失の例外>

意匠の開示が出願人（又は創作者）により、又は出願人から直接若しくは間接的に当該情報を入手したその他の者により、出願前12ヶ月以内に行われた場合には新規性は喪失しないものとされます。

③物品の技術的機能を確保するための形状のみからなる意匠

④公序良俗に反する意匠

⑤国家の紋章、記章、国家機関の名称等を含む意匠



9. 存続期間及びその起算日

意匠権の存続期間は出願日から5年です。5年ごとに4回まで更新できますので、最長で出願日から25年となっています。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されていません。

11. 留意事項

(1) 意匠の定義

意匠とは、物品の外観であって、特に線、輪郭、色彩、形状、質感、製品の材料自体の特徴をいいます。製品には、工業製品、工芸品、部品、パッケージ、グラフィックシンボル、タイプフェイスが含まれますが、コンピュータプログラムは含まれません。

(2) 無効請求

意匠登録が不登録事由に違反して登録されたこと、及び意匠権者が意匠登録を受ける権利を有していないことを理由として、存続期間中はいつでも登録の無効を請求することができます。無効請求は、リュブリャナ市の巡回裁判所に対して行います。

(3) 譲渡

意匠出願、意匠権は譲渡することができます。譲渡人が譲渡の登録請求をする場合には、譲渡証書は要求されませんが、譲受人が登録請求をする場合には、譲渡証書が必要となります。

(4) 国際登録等

スロベニアは、ヘーグ協定に基づく国際意匠制度、及び欧州共同体意匠制度(European Community Design) に加盟していますので、国際登録に基づき意匠の保護を受けることも可能となっています。

(5) 強制実施権

登録意匠の実施義務はありませんので、強制実施権制度はありません。

(6) 先使用权

出願日(優先日)前に、スロベニアにおいて善意で意匠の実施又はその準備をしていた者は、意匠登録後も実施を継続することができます。

商標制度

1. 現行法令について

現在、2006年3月11日施行の工業所有権法（特許、工業意匠、商標、地理的表示）が適用されています。

2. 商標出願時の必要書類

(1) 願書

出願人の名称・住所・国籍。

(2) 商標見本 6通

文字商標の場合は商標見本は不要です。

(3) 商標が使用される商品又はサービスの表示及びその区分。

(4) 優先権証明書

提出は不要とされています。

(5) 委任状

出願人が署名したもので、公証・認証は必要ありません。

(6) 団体商標の場合

商標の使用に関する管理規約が必要です。管理規約には、業務の表示、構成員になる条件、構成員の権利義務等の記載があるものでなければなりません。

3. 料金表（単位：ユーロ（EUR））

(1) 商標出願

①通常の商品出願

* 3区分まで 100

* 4区分以降の1区分毎 20

②団体商標

* 3区分まで 250

* 4区分以降の1区分毎 50

(2) 登録料（10年分）

* 3区分まで 150

* 4区分以降の1区分毎 50

(3) 異議申立て

75

(4) 共同体商標の移行

50

4. 料金減免制度について

商標出願については料金の減免制度は採用されていません。

5. 実体審査の有無

商標出願は実体審査の対象となります。

6. 出願公開制度の有無

商標出願には出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件実体審査の対象となりますので、審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

(1) 方式審査

商標出願については、最初に出願様式、必要書類、手数料の支払い等に関する予備審査が行われます。予備審査は、出願の受領から2ヶ月以内に行われることになっています。出願が方式要件を具備していない場合には補正が命じられ、適切な補正をしない場合には商標出願は取り下げたものとみなされます。

(2) 実体審査

方式審査をパスした出願については、下記の不登録事由（絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由）のうち、絶対的拒絶理由についての審査が行われます。相対的拒絶理由については、異議申立てがあった場合にのみ審査されます。出願が絶対的拒絶理由に該当する場合には、出願人の拒絶理由が通知され、出願人は意見書、補正書を提出することができます。最終的に出願が拒絶された場合の不服申し立てについては明確な規定がないようです。

商標出願が絶対的拒絶理由に該当しない場合には、出願公告がなされます。出願公告から3ヶ月間、第三者は異議申し立てをすることができます。異議申立てで相対的拒絶理由が主張された場合には、相対的拒絶理由についての審査が行われます。異議申立てが認められなかった場合には、出願は登録料の納付を条件に商標登録されます。

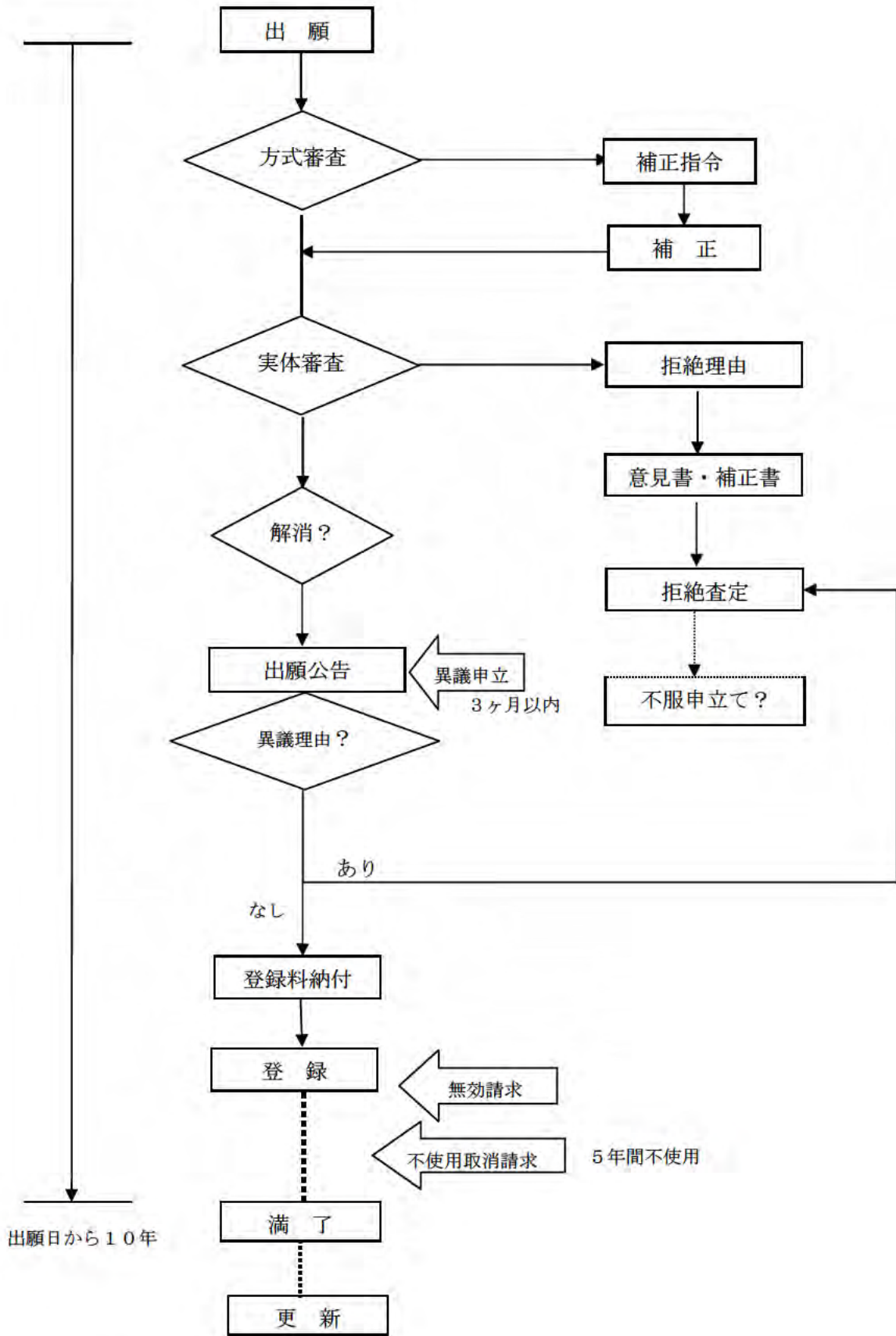
【絶対的拒絶理由】

- ① 識別性のない商標
- ② 商品の一般名称となっている商標
- ③ 一般的に認められた記号又は用語からなる商標
- ④ 商品の品質、特性、価格、生産の場所等からなる商標
- ⑤ 国の紋章、記章、国家名、国際政府機関の記章等と類似の商標

- ⑥ 国際条約に基づき保護されているぶどう酒等の原産地表示からなる標識であって、
原産地について虚偽の表示がなされている商標
- ⑦ 公序良俗に反する商標

【相対的拒絶理由】

- ① 先行商標と同一又は類似の商標
- ② 周知商標と同一又は類似の商標
- ③ 意匠特許と同一又は類似の商標
- ④ 氏名、雅号、著名人の肖像であって、それらの者の承諾を得ていない商標



9. 存続期間及びその起算日

商標権の存続期間は出願日から10年です。存続期間は10年毎に更新することができます。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での商標の使用義務はありません。

11. 保護対象

商標とは、視認できる標識であって、自己の商品・サービスを他人のそれと識別することができるものとされています。特に、個人名、文字、数字を含む言葉、図形要素、商品又はその包装の形状を含む立体形状、色彩の組み合わせ、これら標識の組み合わせは商標とされます。

12. 留意事項

(1) 不使用取消し制度

登録商標の使用は義務付けられていますので、正当な理由なく、登録から5年以上商標を使用していない場合には、登録取り消しの対象となります。

(2) 無効請求

商標登録が不登録事由に該当する場合には、第三者は、リュブリャナ市の巡回裁判所に登録無効を請求することができます。また、利害関係人は、商標出願が悪意で行われたこと、相対的拒絶理由に該当すること、不使用により商標がその商品の一般名称となったこと、商標が公衆を誤認させるおそれがあること、を理由として無効請求をすることができます。相対的拒絶理由に該当することを理由とする場合は、商標登録から5年以内に請求しなければなりません。

(3) 譲渡

商標権、商標出願は譲渡することができます。譲渡人が譲渡の登録請求をする場合には、譲渡証書は要求されませんが、譲受人が登録請求をする場合には、譲渡証書が必要となります。

(4) ライセンス

登録商標について、独占的又は非独占的ライセンスを許諾することができます。ライセンス契約は、書面で行う必要があります。

(5) 商標の国際登録に関するマドリッド協定の議定書

スロベニアは国際登録に関するマドリッド協定議定書の加盟国ですので、国際登録により商標の保護を求めることができます。また、欧州共同体商標 (European Community Trademark) にも加盟していますので、欧州共同体商標に基づく商標の保

護を受けることも可能となっています。